

スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会設置要項

平成31年3月1日
支出負担行為担当官
スポーツ庁次長決定
令和8年1月21日一部改正

1. 目的

スポーツを通じた健康増進や障害者スポーツの振興等に向けた施策を専門的知見に基づいて適切に実施するため、スポーツ庁健康スポーツ課の事業について審査・評価等を行うスポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2. 対象事業

健康スポーツ課の事業のうち、審査委員会による審査・評価等を必要とする事業

3. 審議事項

審査委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 対象事業の委託先及び補助金交付先を支出負担行為担当官等が決定するに当たり、候補となる団体から提出のあった事業計画書等の審査・評価等に関するこ
- (2) 選定された委託先及び補助金交付先が実施する事業の実施内容に対する指導・助言に関するこ
- (3) その他、対象事業の円滑な実施のため、検討が必要な事項に関するこ

4. 審査委員会の構成等

- (1) 学識経験者や専門家などを対象として技術審査専門員（以下「専門員」という。）を委嘱する。
- (2) スポーツ庁は、対象事業の内容等に応じて5名以上の専門員により対象事業に係る審査委員会を構成し、当該専門員が審査・評価等を行うものとする。
- (3) 専門員の任期は、委嘱日から翌年2月末日までとする。

5. 審査要領

専門員は下記について遵守しなければならない。

- (1) 専門員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。
- (2) 専門員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に文書で申し出なければならない。
 - ①競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で専門員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ②専門員が所属している機関から申請があった場合
 - ③専門員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄付を受けている場合

④専門員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を専門員自身が受けている場合

⑤専門員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に商取引があり且つ競争参加者からその対価を専門員自身が受け取っている場合

⑥専門員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

⑦その他、競争参加者との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

(3) 前項の1号から6号に該当する場合、原則審査をしてはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該専門員の審査の可否について決定を求めなければならない。

(4) 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに専門員の中から委員長を選任し、当該専門員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

(5) 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は原則審査を行ってはならない。

(6) 専門員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁健康スポーツ課に報告しなければならない。

(7) スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。

(8) 審査委員の追加選定

利害関係者に該当する審査委員が当該調達の審査から外れることによって審査委員の人数が5名未満となる場合、新たに審査委員を委嘱するなどして5名以上で審査を行う。審査委員の追加選定を行ったが特殊な分野の事業で外部有識者の数が限られる、審査委員の追加選定を検討したが事業スケジュールに支障が生じるなど、真にやむを得ない事情により、審査委員の人数が5名未満となる場合は、少なくとも3名以上で審査を行う。

(9) 審査の例外

審査委員の追加選定を行ったが特殊な分野の事業で外部有識者の数が限られる、審査委員の追加選定を検討したが事業スケジュールに支障が生じるなど真にやむを得ない事情により、審査委員の人数が2名以下となる場合、(2)①及び②の例外として、審査委員がその利害関係を有している競争参加者以外の審査を行うことを可能とする。

(10) 審査委員の再選定

審査委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、もはや審査の公正性を担保することができないことから、該当する審査委員を選定し直さなければならない。

6. その他

(1) 健康スポーツ課における事業のうち特別の事情がある場合であって、別にスポーツ庁次長決定が行われる場合には、本決定は適用しない。

(2) 審査委員会に関する庶務は、健康スポーツ課において処理する。